

令和4年1月1日現在

(株)こたつ生活介護 処遇改善加算の支給方法

1. 介護職員処遇改善加算

【支給方法】 ※介護に従事する職員に対して手当支給

役職手当（管理者手当）	月額 35,000 円
役職手当（生活相談員）	月額 15,000 円
職務手当（部長）	月額 20,000 円
職務手当（次長）	月額 15,000 円
職務手当（課長）	月額 10,000 円
職務手当（係長）	月額 5,000 円
介護福祉士	月額 10,000 円
社会福祉士	月額 10,000 円
介護支援専門員	月額 10,000 円
宅地建物取引士	月額 10,000 円
ボランティアコーディネーター	月額 5,000 円
高齢者住まいアドバイザー	月額 5,000 円
扶養手当（被扶養者1名につき）	月額 5,000 円
運転手当	月額 10,000 円
メンター手当	月額 1,500 円

2. 介護職員等特定処遇改善加算

【経験・技能のある介護職員】

- ①介護福祉士 ②正社員（短時間正社員も含む） ③当法人に勤続年数10年以上
*他法人での勤続年数を当法人での年数と認める場合あり

【支給方法】 ※介護に従事する職員の他、全員に支給

経験・技能がある職員	毎年6月と12月に、それぞれ10万円以上
他の介護職員	毎年6月と12月に、それぞれ2万円以上
その他の職員	毎年6月と12月に、それぞれ1万円以上

3. 介護職員等ベースアップ等支援加算

【支給方法】 ※介護に従事する職員に対して手当支給

処遇改善手当（短時間含正社員）	月額 5,000 円
処遇改善手当（パート社員）	月額 3,000 円

以上